

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	杉屋地区 (杉屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該集落は、昭和54年から平成3年にかけて基盤整備が行われ、集落内の農地は水稻を中心に、きゅうり、いんげん、菊、そば、柿、リンゴなどが作付けされ複合経営が進んでいる。 ・耕作者は30～80代と年齢幅が広く、兼業農家が多い。農地のほとんどは50～60代の耕作者で維持されているが、今後、10年の間に高齢農家の農地が遊休農地になることが想定される。 ・農道、水路については、多面的機能支払交付金事業を活用し維持管理をおこなっているが、基盤整備事業完了から30年以上経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。 ・集落の南側及び北側にある農地の一部で水利が十分に確保できず営農に支障が生じている。そのため周辺の農地は新たな耕作者が確保できない状況にある。また、田の畦畔が大きいことから平坦地域に比べ草刈りの負担が大きい。 <p>【地域の基礎的データ】農家:12戸 認定農業者:4人 新規就農者:0人 主な作物:水稻(飼料用米含む)、きゅうり、いんげん、菊、そば、柿、リンゴなど</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模については、現状維持を希望する経営体が多いが、規模拡大を希望する経営体(入作者含む)も複数存在する。規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。 ・集落内の農村環境を維持するため、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、計画的に農道等の維持管理を実施するとともに耕作放棄地の発生防止に努める。 ・集落の北や南側にあるほ場について十分な水利が確保できないことから関係機関や周辺集落と連携を密にし確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金事業の認定農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備の取組希望はないが、基盤整備事業から30年以上が経過し、農業用施設が老朽化していることから、多面的機能支払交付金を活用し、計画的に農道・水路の維持管理に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・後継者不足や高齢化による農業従事者の減少で農地の保全管理が困難になる可能性があるため、(新規就農者・集落営農などの組織化・入作者・休日農業者・町や農業委員会との連携)多様な担い手の確保に努め、自治区や既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落内の担い手による一部作業委託を進め、農作業の効率化を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業やたい肥の施用により農業生産費のコスト削減を図る。
- ③スマート農業の導入により農作業の効率化を図る
- ⑦関係機関及び周辺集落と連携し水利の確保に努める。多面的機能支払交付金事業を活用し農業用施設(農道・水路)の維持管理を行う。